

高齢者施設等内感染対策の徹底について

重症化リスクの高い方が利用されている高齢者施設等において、クラスター発生が散見されることから、改めて、施設内感染対策を徹底する。

1 感染対策の周知徹底

(1) 基本的な感染対策の徹底

施設に対して、手指消毒やマスク着用、十分な換気など基本的な感染対策について、改めて徹底（4/19 通知済み）

(2) 具体的な場面における留意事項の徹底

「勤務中」や「休憩時」など具体的な場面における留意事項について、改めて徹底を要請（別紙参照）

【例】

<input type="checkbox"/> 勤務中	体調が優れない場合は無理に出勤しない、更衣室を多くのスタッフが一度に利用しない
<input type="checkbox"/> 業務中	こまめに手指消毒や換気を実施、不特定多数のスタッフが触れる機器は手指消毒してから使用し、こまめに清掃
<input type="checkbox"/> 休憩時	休憩時間を分散し、休憩室を多くの職員が一度に利用しない
<input type="checkbox"/> 業務終了時	防護具の脱衣手順を脱衣所に提示、業務中に着用したユニホームのまま帰宅しない

(3) ウイルスを施設に持ち込まない行動の徹底

施設の従事者自身は無症状であっても、家族に症状がある人やPCR検査を受けている人がいる場合などには、勤務先等に連絡のうえ、出勤の自粛を要請

2 保健所による情報収集の強化

(1) 施設指導・助言

① 監査指導課等関係課と連携のもと、疑い例発生時より施設側が、迅速に保健所へ相談できるように平時からの対応について、施設への指導を実施

〔 例〕 平時における施設への発生時等の連絡手順や施設側の入所者のリスト作成
(①症例定義に基づく発症者、②発症場所、③発症時間) や施設平面図の準備など。〕

② 施設に感染対策の実施報告を求め、必要に応じ助言を行うことで、施設へのフォローアップを実施（専門家派遣制度等を活用）

(2) 施設内感染例・対策の情報共有の徹底

実地指導等の機会において、施設における感染対策の実効性について確認し、施設職員研修等の機会を通じ、クラスター事例の対応等について情報共有を実施

3 施設で感染等が疑われる事案が発生した場合の対応

(1) 保健所への早期連絡等

施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、速やかに管轄保健所に連絡し、その指示に従うよう改めて要請（4/19 通知済み）。

(2) 初動体制の徹底

① 施設等に発熱等の症状を呈する方がいる場合、陽性者の有無に関わらず、これらの方や関係者に対し、幅広く迅速に検査を行い、疑い患者として個室管理等必要な健康観察を実施

② 施設において感染者が確認された場合、感染管理認定看護師等の早期派遣によるゾーニングの設定、感染拡大防止対策指導など初動体制の徹底

社会福祉施設・事業所における感染予防・感染拡大防止について

1 出勤・着替え時

- 体調が優れない場合は、無理に出勤しない
- 施設の従事者自身は無症状であっても、家族に症状がある人や PCR 検査を受けている人がいる場合などには、勤務先等に連絡のうえ、出勤を自粛する
- 時差出勤を導入するなど、更衣室（ロッカー室）を多くのスタッフが一度に利用しない
- 更衣室を分散する

2 業務中

- こまめに手指消毒や換気を実施
- マスクを着用する場合は不織布マスクとし、鼻を出さない
- 不特定多数のスタッフが触れるOA機器は手指消毒してから使用し、こまめに清掃
- 車いす、歩行器、清掃用品等の複数フロアでの共用を中止
- 出入りの多いドアは肘で押して入れるよう調整する
- 保冷配膳車等を導入し、食事介助は、原則として個室で行い、対面にならないようにする
- 利用者の検温、健康チェックなど、毎日の健康管理を行う
- 意思疎通が困難な利用者の誤飲を防ぐため手指消毒機器の設置ができない場合は、ポシエット型、ウェストポーチ型の手指消毒剤ホルダー等を導入
- 委託業者を含めたすべてのスタッフに、防護具装着の必要性・方法を周知

3 休憩時

- 休憩時間を分散し、休憩室を多くの職員が一度に利用しない
- 居室で使用したペン等の物品を休憩室に持ち込まない
- 居室に職員の私物を持ち込まない
- 休憩室の共用物を減らし、こまめに清掃
- 食事中は会話を控える

4 業務終了・帰宅時

- 防護具の脱衣手順を脱衣所に提示
- ゴミ捨て場への導線と、資材保管庫への導線を分けて設定
- 業務中に着用したユニホームのまま帰宅しない

5 患者発生時等

- 風邪の症状を訴える利用者がいた場合、発熱の状況や居室等の利用状況などを記録し、保健所の調査に協力すること